

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（第4条～第6条関係）の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和5年5月26日
厚生労働省

今般制定された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和5年厚生労働省告示第202号）のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準（平成16年厚生労働省告示第338号）、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）及び医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成28年厚生労働省告示第128号）の改正規定については、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 健康局結核感染症課